

特定最低賃金の審議について

1 令和6年度の審議

8月初頭に改正の必要性に関する答申を受け、委員の推薦公示を経て8月下旬に専門部会委員を選任。9月の初頭に第1回専門部会を合同で開催し、その後、第2回以降の専門部会を10月初頭までの間に個別に開催。専門部会の開催回数に制限はないが、実態として、いずれの部会においても第2回専門部会で結審し、すべての専門部会報告書が揃った後に本審において一括答申（10月初頭）。

2 令和7年度の審議

令和6年度までの審議のスケジュールのままでは、3回目以降の専門部会を開催する必要性が生じた特定最賃については結審が遅れることが想定され、本審において一括答申するとなると、早く結審に至った特定最低賃金の発効日にまで影響することが考えられるとして、令和6年までの一括答申をやめ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用した。その結果、本審での答申日程の確保が不要になった。また、指定日発効により、各特定最賃の発効日を揃えられた。

【最低賃金審議会令第6条第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。